

特定建設作業実施届出書の内容の審査事項について

特定建設作業実施 届出書内容	審査事項	考え方
作業開始の7日前か	特定建設作業を開始する日の7日前までであり、全体の工事着工の7日前ではありません	例えば10月26日に作業を開始する場合は、10月18日までに届け出をする必要があります。 ただし、災害その他非常事態の発生により特定建設作業を緊急に行う場合には、届出を行い得る状態になり次第速やかに届けること。この場合、発注者の指示書等、緊急に行う作業であることがわかるような書類の添付が必要
日曜・その他の休日・夜間の作業はないか	適用除外については、理由書が必要 ①災害その他非常事態の発生により緊急を要する場合 ②人の生命・進退の危険防止のため必要な場合 ③鉄道・軌道の正常な運行確保のため必要な場合 ④道路法による専用許可（協議）または道路交通法による使用許可（協議）に条件が付された場合 ⑤変電所の工事であって必要な場合	基準の適用除外に該当するときは、関係機関の許可条件又は協議事項等の写しを添付する。
届出者	特定建設作業を伴う建設作業を施工する元請業者か 届出者の印があるか 電話番号も記入しているか	その工事の発注者から、直接請け負った元請業者 支店等が届け出る場合は、本店の所在地、法人名称代表者氏名を記入したうえ、その代理人として支店の所在地、支店名、支店長の氏名を併記し押印して届け出てください。この場合、本店代表者の委任状が必要です。
建設工事の名称	〇〇ビル工事、〇〇学校新築工事、など工事名を書いているか	工事発注者との間で請負契約書を取りかわしている場合はその契約書に記載されている工事名
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	上記の工事を補足する意味で施設等の規模等を具体的に書いてあるか	どんな施設、工作物の工事であるかを把握するには、工事名のみでは把握できないことから、出来上がる施設、工作物を具体的に記入する。 (〇〇ビル、RC造6階建て××㎡など)

特定建設作業実施 届出書内容	審査事項	考え方
特定建設作業の種類	特定建設作業の作業名を書いてあるか (さく岩機を使用する作業等)	例外、「さく岩機を使用する作業」を行う場合においてその動力として空気圧縮機を使用する時は、「さく岩機～」のみを記載すればよい。
特定建設作業に使用される法施行令別表第2に規定する機械の名称、形式及び仕様	(例) (バックホウ △△製、○○型 40Kw 1台)	機械の種類、台数が多い時は別紙にまとめてもよい。 機械の大きさはバケットの容量でなく、原動機の出力です。
特定建設作業の場所	作業の実施される場所を記入するか	道路工事等で、施行延長が長い場合は、工事の起点から終点を記入すること。
特定建設作業の実施の期間	作業期間の日数を記入しているか 作業日は、上記の作業をしない日を除いた日か	添付書類の工程表と整合させること。 作業しない日は含めないこと。
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業の開始、終了時刻を記入しているか 実働時間は1日の作業時間を記入しているか。	
騒音防止の方法	防止の方法を具体的に記入してあるか。	機械名称等と同様に別紙に図などにより、具体的に記入してください。 (例) <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民説明会を○月○日に実施し工事内容を説明した。 ・ 使用する機械は可能な限り低騒音型を使用する。 ・ 現場周囲に高さ3mの万能鋼板の囲いを設置する。 ・ 作業時にはエンジンの無理な負荷、あるいは空ぶかしをしないよう作業員を教育する。
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	部署、電話番号等を記入してあるか。	事前指導、苦情発生等の連絡のため、必ず記入のこと また、現場責任者については、携帯電話の番号も記入のこと
下請人が特定建設作業実施する場合は、当該下請人の氏名または名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名		
届出者及び下請人の現場責任者の指名及び連絡場所		

添付書類について

添付書類		審査事項	考え方
工事工程表 (施行規則第 10 条第 3 項)		建設工事全体の工程表の中で特定建設作業の工程が明記されていること	規制の基準と対比できるよう、作業別に連続作業時間、1 日の作業時間が判明できること
特定建設作業の場所の位置図		建設作業の場所の位置図がついているか	位置の判別できる地図を添付すること。
特定建設作業の場所の付近の見取図 (法第 14 条第 3 項)		建設作業の場所の付近の見取図であるか	周囲での住宅、学校、病院等の位置及び距離が具体的に判明できること。
その他	代表者の委任状	会社、代表者の印があるか。	受任者は支店長等会社の規定で工事監督権等を有していること。 現場責任者等では望ましくありません
	許可証、協議書	夜間・日曜等に作業をすることが他法令より条件付けられた場合は、関係機関の許可条件又は協議事項の写しで適用除外となる条件(日、時間等)が明記されているか。	適用除外の判定に必要です。
	工事に関する広報資料	工事を行うにあたり住民に周知がなされているか。	工事の開始にあたり、地域住民に工事の説明会の開催や、お知らせチラシの配布などを行って工事の周知を行っていますか
	機械、工法等の参考資料	防音装置、講じようとする対策の概要図、カタログなどが添付されているか。	公害防止の方法が講じられているのか、内容審査の参考となるもの。あるいは立入検査時に必要となる資料の添付が必要です。